

副食費の実費徴収に係る 補足給付事業



制度概要

新制度未移行（私学助成）の幼稚園を利用する子どもの保護者に対し、給食費のうち副食費の一部について補足給付費を交付します。補助対象となる児童には要件があります。

補助対象者

次のいずれかに該当する世帯の保護者

- ①同一世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である世帯
- ②所得階層にかかわらず第 3 子以降の児童
- ③生活保護世帯、里親等、非課税世帯に準ずる世帯

市町村民税所得割額の判定基準

- ・保護者の市町村民税額を合計して算定しますが、同居している扶養義務者の収入により生計を維持していると認められる場合には、扶養義務者も合算します。
- ・市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。
- ・新年度市町村民税額の決定にあわせ、9 月利用分から所得算定を更新します。

利用月	令和 2 年 9 月～令和 3 年 8 月	令和 3 年 9 月～令和 4 年 8 月
対象となる 年度	令和 2 年度市町村民税 (平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日までの所得)	令和 3 年度市町村民税 (令和 2 年 1 月 1 日～12 月 31 日 までの所得)

補足給付費の額

対象となる 費用	副食費（おかず代等） ※主食費（ご飯・麺・パン等）、諸経費や預かり保育中に提供されるおやつ等は対象外です。
給付限度額	月額 4,500 円 ※副食費の実費徴収額と限度額のうち少ない額を給付します。

申請方法

補足給付費交付申請書を上峰町へ提出してください。

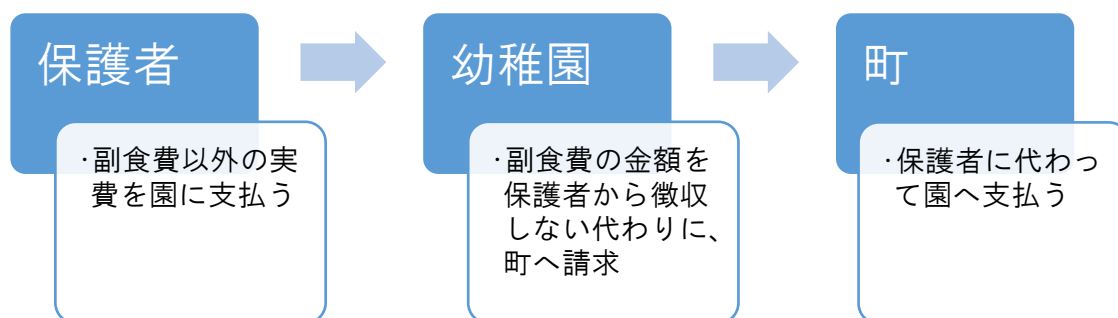
後日、町から「副食費の実費徴収に係る補足給付費交付決定（却下）通知書」が送付されますので、補足給付の対象の有無について確認してください。

申請に必要な書類

- ・補足給付費交付申請書（副食費の徴収に係る補足給付費交付申請書）
- ・所得課税証明書 ※前年（前々年）1月1日時点の住所地が上峰町以外の場合必要です。

補足給付費の交付方法と実費の徴収

利用する幼稚園で決められている副食費の金額が月額 4,500 円以下のとき、幼稚園から副食費の徴収はありません。保護者に代わって、町が幼稚園へ支払います。



問い合わせ

上峰町役場 住民課子育て支援係 TEL:0952-52-7412

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1